

『代々琵琶秘曲御伝受事』とその前後

—持明院統天皇の琵琶—

相馬万里子

はじめに

伏見宮貞成親王は、御子後花園天皇に献呈した『椿葉記』で、学芸の修養の第一に、楽道を挙げ、當時まだ楽器を習われず、後小松院の例により、笙を始められたとの風聞があつた天皇に、「絃管をあひならへてあそはさるゝ先例のみこそあれば、相構て御琵琶をもあそはさるへきなり、上古の例はをきぬ、中古以来後深草院・伏見院・後伏見院・光嚴院・崇光院・故親王など、殊更に御沙汰ありつる事なれば、いかにも遊さるべきなり」と、琵琶を強く勧めた。しかし後花園天皇は琵琶ではなく、箏と笙の「絃管」を習得され、琵琶は、貞成親王から、天皇の御弟に当る貞常親王へ伝えられ、伏見宮家に継承された。

『椿葉記』にいう「中古以来」の持明院統の天皇の琵琶の御精進ぶりは、『御琵琶御伝業宸記』(『歴代残次日記』四、五)で知られ、『椿葉記』や『看聞日記』にみられる琵琶に関する記事と合わせて、琵琶は帝

王学の一つであつたと理解され、そうした一般通念からか、『宸翰英華』の後小松天皇の秘曲伝授状も、琵琶の秘説であると解説されており、近年の出版物に載る場合も、これが踏襲されている。

しかし書陵部藏『椿葉記』再稿本(函号 伏・五)には、前記の箇所に統いて、「仙洞は後光嚴院以来四絃(道は御見所あれば、君も御笙御箏のあひた申されん)はあそはされねば、(なにを)とぞ遊はされむすらめ、たとひ他道を御(なにを)さたありとも、當流はこそざら御琵琶を本とあそはさるは」という記事がある。この箇所は最終的には削除されたとみえ、流布本には見えない。が、後光嚴院流では琵琶はなされず、後小松天皇が得意とされたのが、笙と箏であったのは事実である。この前提に立つと、貞成親王が琵琶を強調される経緯が非常にはつきりしてこよう。このことに関しても、村田正志氏の『註椿葉記』の当該箇所や解題でもふれられているところであるが、琵琶の秘曲や伝流などに関し、近年楽書の研究が進められるに従い解明された点などを加え、この期に至る琵琶の興廃について整理してみようとするのが、この小論である。これに関し、書陵部藏『代々琵琶秘曲御伝受事』が、前

記『御琵琶御伝業宸記』の粗本とみられるのであるが、その成立や編者も合わせて考えてみたい。

補注 琵琶の相伝、伝流等については、書陵部藏「旧伏見宮楽書『楽書類聚』」(函号 伏・八六八 江戸中期写)第三冊所載の「比巴血脉」に拠った。これは唐の廉承武から遣唐使藤原貞敏への相伝に始まる系図で、延文四年(一二五九)五月、正親町忠季が、洞院公守自筆本を写した上、書きえたとの本奥書があり、奥書以後、室町期、伏見宮貞常親王の代まで書き継がれている。群書類從卷三四九所収の『琵琶血脉』より所収人數ははるかに多く、付注も詳細で、記録等と参照しても、その記事は正確である。昭和五十九年九月刊行の村田正志著作集第四巻『證椿葉記』の「あとがき」で述べられている森末義彰氏所蔵の『琵琶血脉』が、おそらくこの「比巴血脉」の親本であろう。これに、文永末(一二七四頃)、琵琶宗家藤原孝時の門弟であった机房隆円によって書かれた音楽説話集『文机談』の記事を参照した。なお、所々で引用した旧伏見宮楽書は、ここ数年間に整理を終え、現在公開しているものであり、いずれ当部で翻刻する予定である。

天皇が習得される樂については、順徳天皇御撰の『禁秘抄⁽¹⁾』上巻の「諸芸能事」の条にも、「第一・御學問也(中略)、第二・管絃、延喜天暦以後、大略不絶事也、必可通一曲、円融一条ノ吉例ニテ、今ニ笛代々ノ御能也、和琴モ又延喜天暦ノ吉例、箏モ同之、琵琶ハ雖無殊例可然事也、笙筆築ハ未聞、笙ハ後三条院学ヒ給フ、筆築ハ不相応事也(以下音曲、中略)何只可在御意、笛ハ堀河鳥羽高倉、法皇ノ代々不絶事也、但箏琵琶何劣

乎(以下和歌)」とみえている。『禁秘抄』も、禁中の故実作法を、幼帝のために記したものかとされるが、芸能は、學問・管絃・和歌の順に記されている。ちなみに『椿葉記』では、樂道・學問・和歌の順である。

また江戸初期、後水尾天皇が後光明天皇に宛てられたとみられる『御教訓書⁽³⁾』には、「御芸能の事は、禁秘鈔に委く載られて候へども、今の世には、和歌第一に御心にかけられ、御稽古あるべき事にや(中略)琴笛などは、いづれにても御心にあひ候物を御稽古ある事候」とある。ここの二つの例では、樂器は「必可通一曲」であるが、「御心にあひ候物」であつて、特に琵琶とはしていない。しかも、後にもふれるが、順徳天皇は琵琶の秘曲を伝受されているにもかかわらず、笛が代々あるとして、琵琶は次位に置かれている形である。ことさら御琵琶をというのは、ある特定の時代であつたことを、まず考えにいれておきたい。

一体にどの樂器であつても、各々の専門家にとっては、他の樂器に優るという伝承を持つのは当然で、時代の嗜好に会い、名手が輩出した時など、ことに強調される。古くは『宇津保物語』や『源氏物語』では、琴が高貴な樂器とされている。また平安末期ぐらいまでの笛の記事を集めめた『懷竹抄⁽⁴⁾』では、平安中期の貞保親王撰の『新撰横笛譜序⁽⁵⁾』から、「絃哥調非笛不整」という句を引き、笛を管絃の基と述べている。琵琶も、古くより皇室の宝物玄上(玄象とも書く)が、禁中でしか用いられぬ名器であることから、高位の人達によつて弾かれることが多い樂器であったことは事実であるが、琵琶をことさら高貴な樂器とし、秘

曲伝授を厳重な儀式によつて行うようになつたのは、平安末期あたりからとみられる。これには、平安末期、演奏法等により、一旦、桂・西の二流に分かれた琵琶を、一身にまとめた太政大臣妙音院師長（一一三八～九二）の存在が大きかつたと思われる。師長は、地下ながら名手であつた藤原孝博について西流を承け、既に衰え始めていた源経信の桂流を、経信の孫信綱から承けて、琵琶譜の集成『三五要録』を編纂、その外、箏や郢曲など、楽全般にわたつて精通し、箏譜集成の『仁智要録』なども編んで、樂の大家として仰がれる存在であつた。ことに琵琶では、後世、当道の太祖とまで称されている。⁽⁶⁾

その師長が、孝博の曾孫にあたる孝道（一一六六～一二三七）に、琵琶をはじめ諸楽を授けて、これを引き立てた。孝道もすぐれた演奏家であり、琵琶宗家の立場を常に意識して、琵琶を最高位に位置付け、その秘伝が尊重されるべきことを強く主張した。⁽⁷⁾ 許されていない秘曲を人前で弾いた鳴長明を、徹底的に糾弾した話、藤原定輔との確執等、多くの逸話が『文机談』『古今著聞集』などにみられる。孝道によつて書かれた琵琶の秘伝書も、現今まで多数伝えられている。

師長の高弟に、権大納言藤原定輔、内大臣大宮実宗がおり、定輔は七条院の縁もあつて、後鳥羽・順徳天皇の帝師の地位を得、実宗は後高倉院の師となる。定輔の跡は聞えがないが、実宗男で、幼時師長に学び、後に実宗から伝受するが、承久の変後、太政大臣まで昇り権勢を振る西園寺公經であり、その孫公相、曾孫実兼と、西園寺家の代々は琵琶の

名手として聞え、前述の琵琶宗家の孝道の子孫の弟子であり、後援者でもあつた。孝道嫡男孝時の弟子が公相、孝時男孝頼の弟子が実兼である。実兼は、夭折した孝頼から琵琶宗家に伝わる奥儀を全て伝受し、後に孝頼男孝秀に還元した。加えて、実兼の母（大外記師朝女）も、実兼に仕えて今出川兼季らを生む從二位孝子も、この琵琶宗家の血統を引く女性である。夭折等により、琵琶宗家の後裔からは傑出した名手が出なくなり、西園寺家が琵琶に深く関つたことは、琵琶にさらに大きな権威を持たせたことと思われる。西園寺家の出である大宮院、東二条院、永福門院などの后妃の名も、「比巴血脉」にみえている。

二

ここで少し煩瑣になるが、琵琶の秘曲について記しておく。琵琶の最秘曲は三曲と称され、承和年間（八三四～四七）遣唐使藤原貞敏が、唐の廉承武より伝受した⁽⁸⁾といふ、楊真操・石上流泉・啄木を言うが、これに、源高明が月夜に琵琶を弾いていたところ、廉承武の靈が飛来して授けたという伝説を持つ上原石上流泉も加わり、四曲ある。上原の曲は、石上流泉の異伝かと考えられ、二曲を合わせて、両流泉とよばれることもあり、鎌倉期では、四曲ありながら、三曲と称されていた。

元久二年（一二〇五）三月、孝道が秘曲伝授について記した『琵琶灌頂次第』によると、琵琶の三曲伝受は真言の三部灌頂に准えられ灌頂と

よばれ、古くは三曲の中一曲でも伝えれば、血脉に入り、琵琶引として認められたが、後白河院の時に、啄木伝受を灌頂として、血脉にいれる定めたという。また、灌頂の式なども二派に分かれた頃に出来たらしく、「諸道きはむるをは灌頂と申す、をかしき事也、真言より本おこりて、ひはゝ子細あるによりて、三曲相伝灌頂と申へき也」ともみえている。

啄木を灌頂として、別格に扱うようになつて後、次第に、石上流泉・上原石上流泉・楊真操を三曲伝授と称するようになる。崇光院が、延文三年（一一五八）八月二十一日、正親町忠季に灌頂を受けられた時の宸記には、「藤原朝臣者至三曲、光嚴院勅弟也、未迄奥蹟」とみえ、『看聞日記』応永廿八年（一二二一）七月四日条に、後小松院からの勅問に対し、貞成親王は、「予灌頂事不遂其節、至三曲令伝受之由ありのままに申入」と記している。秘曲伝授がさらに厳重になつたともいえるが、その一方では、貞成親王の流泉両曲の伝受のよう、曲の伝授より先に奥書のみを授けることさえ行われ（『看聞日記』応永廿七・八・二八条）、かなり形式的になつていった。

玄象は、唐から将来されたと伝えられる名器で、弾く人を選ぶといわれ、卑位の者には弾けず、名手でも時により弾き損なうという逸話が多くあつて、禁中以外では用いられぬ琵琶であるが、順徳天皇の宸記によれば、後鳥羽天皇は「朝覲行幸兩度弾給」とある。後鳥羽天皇は、元久二年正月十九日土御門天皇・承元五年（一二二一）正月十九日順徳天皇にみえ、二条天皇が琵琶に関心を寄せられたことは、『胡琴教錄』¹²に記載されるが、秘曲伝授に関しては明らかでない。三曲伝受が確認できるのは後鳥羽天皇¹³で、元久二年（一一〇五）藤原定輔より灌頂を受けられ、後に、天皇・上皇などの秘曲伝授の先例とされた。順徳天皇は、同じ定輔から、建保六年（一二一八）八月七日、楊真操を伝受されたが、宸記によれば「可弾玄象之間、故先伝秘曲」とみえ、名器玄象（玄上）を弾くにあたつての秘曲伝授であったと知られる。伝受のことはごく簡潔に記され、「凡弾玄象事、此道至極也」として、当世弾の三人、後鳥羽天皇・定輔・通光の例を挙げたり、「今度弾之、於身過分事也、可恐々々」と、六日後の十三日に催される中殿和歌御会の御遊に、玄象を弾かることへの感想を述べられたりしている。この御会で、天皇が玄象を弾かれる光景を画いたのが『中殿御会絵巻』である。順徳天皇は、玄象に特に関心が深く、『禁秘抄』でも、「玄上」の項を設けて由来等を記され、和琴の「鈴鹿」の項にも、「玄上ハ弾琵琶之人以弾之為至極」と記されている。

『樂書類聚』所載の「比巴血脉」には、持明院統の天皇以前に、清和・

の両度の朝覲行幸を、京極殿・高陽院で受けられ、その御遊で玄象を弾かれたという（『御遊抄』¹⁵）。後鳥羽天皇の最初の秘曲伝受（石上流泉）は、元久二年正月十六日で、土御門天皇の朝観行幸の三日前に当り、前述の順徳天皇同様、玄象を弾くための秘曲伝授だった可能性もある。

後鳥羽天皇は初め笛を習われ、御母七条院の御所へ朝観行幸された時は、笛の御所作であったが、笛はその後「うちすてられ」、琵琶に移り、人の彈かぬ難曲もこなされ、見事なものであつたと『源家長日記』¹⁶は、その多才ぶりを伝えている。後鳥羽天皇の秘曲伝受の宸記はなく、どんな感慨をもたれたかは不明であるが、後鳥羽・順徳両天皇が、琵琶の灌頂を、さほど重大視されたようには思えない。もし後鳥羽天皇が、灌頂を遂げられたことを重視されたなら、順徳天皇にも伝わり、前述の『禁秘抄』の「諸芸能事」にも、そのことが書かれてもよいのではないだろうか。なお、順徳天皇が啄木を受けられた記録は見えず、血脉には載るが「未灌頂」の朱注がある。

その後が後深草天皇である。天皇は音楽の才能に恵まれていられたとみえ、筝・琵琶の血脉に載る。琵琶始は十歳の建長四年（一二五二）四月二十一日、師は西園寺公相であるが、内々、琵琶宗家の孝時女の博子について、その二年ぐらい前から稽古をされたとみえ、文永四年（一二六七）の宸記に「朕携此曲已十八年」とある。その後深草天皇が三曲伝受に至らない文永四年十月、龜山天皇が、孝道末子の孝経から、秘曲伝受されることになった。これを聞かれた後深草天皇は、「主上御比巴此

四五年事」であり、自分は「已十八年」であるのに、公相死去のこともあって未伝受であると嘆かれ、急拠、秘曲伝受の準備をされ、十二月二日石上流泉、翌五年正月十五日上原石上流泉、同月二十三日楊真操、同年六月二十五日啄木を伝受された。師匠は博子、楊真操のみ孝時男孝頬である。宸記によれば、すべて後鳥羽天皇の先例に准拠して行われ、偶然合致した年齢のことなどを嘉例として喜ばれ、伝受を「歎悦太深」として、「有一瑞之事」（文永四・一二・一二条）という神秘性さえ付け加えられている。これが、この後の規範となつて、琵琶の高貴性を増幅したと思われる。

四

前章で引用した順徳天皇や後深草天皇の琵琶秘曲伝受の宸記を集めた部類記が、『歴代残欠日記』中の「御琵琶御伝業宸記」であり、内容は『列聖全集宸記集上』に「琵琶御伝業部類宸記」の名で、それぞれの宸記の中に採られている、既知のものである。

この祖本とみられるのが、書陵部蔵旧伏見宮樂書『代々琵琶秘曲御伝受事御記部類』¹⁸（建保・永徳）¹⁹（函号 伏・九四四）である。縦三十四糸の巻子一本一巻。本文墨付五十紙。紙の旧表紙があるが、現在はその外に書陵部で加えた表紙が付く。崇光院の御宸筆とする古筆（了祐カ）の極札が添えられている。所収の記録名と年月日を示すと、左記の通りである。本文中

に記録名がないものには「」をつけた。

順徳院御記 建保六年八月七日（楊真操伝受 師藤原定輔）

貞治五年十二月十八日（啄木伝授 受者今出川公直）
永徳元年九月二十三日（啄木伝授 受者栄仁親王）

〔後深草天皇宸記〕 文永四年十月二十三日・十二月一、三、五、十

二日 同五年正月十五、二十一、二十三日・六月一、六、二十五、

二十六日（三曲伝受および秘説伝受 師藤原博子・孝頼）

弘安九年五月十六日・六月十八、二十日（楊真操・啄木伝授 師西

園寺実兼 受者春宮・伏見天皇）

〔伏見天皇宸記〕 正応元年五月二十一日（啄木重伝受 師右衛門督

局）

〔後伏見天皇宸記〕 延慶二年十月二十三日 同四年四月二十、二十

一日 正和二年十一月三・六、十五、二十一日（三曲伝受 師西園

寺公顕）

愚記（後伏見天皇宸記） 元亨二年八月十一日（譜外口伝伝受 師

藤原孝重）

同記（後伏見天皇宸記） 嘉曆三年二月十六日（譜外口伝伝授 師

今出川兼季 受者後醍醐天皇）

〔崇光天皇宸記〕 慶應二年五月十九日（啄木伝授 師藤原孝重 受
者光嚴天皇）

延文元年十月二十日（啄木伝受 師光嚴院）
延文三年八月二十一日（啄木伝授 受者正親町忠季 師崇光院以下
同）

記録名は、順徳院御記、愚記、同記の三箇所しかなく、崇光天皇宸記
は初めの一紙の端裏に「崇光院御記」の朱書があり、貞治五年記の端裏
には「琵琶伝業事 愚記」の墨書とその脇に「崇光院」の朱書がある。

三箇所の朱書は貞成親王筆蹟に近似している。

本書の旧表紙には、「代々比巴秘曲御伝受事御記部類
自建保至元亨」と直か書の外題があり、見返しには、目次があつて（口絵図版参照）

順徳院御記楊真操御伝受事
後深草院御記伏見院三曲御伝受事
伏見院御記啄木重御伝受事
三曲御伝受事」
愚記三曲伝受事
当代秘傳御沙汰間事

と書かれている。前に示した内容に照せば、愚記は後伏見天皇宸記に當る。また外題の内容注記の年次の下限、元亨は、後伏見天皇が譜外の口伝を、実兼の意を体した孝重から聞かれた、元亨二年（一三三二）八月十二日の記を指している。つまり、この外題と目次には、崇光天皇宸記の部分は含まれていないのである。この部分十紙は、原来、この一巻とは別だったのではないだろうか。

本文中に記録名が書かれていないのに、目次がある。「伏見院御記」など、本文が三行しかないが、項目として挙げられている。内容を熟知した人によつて付された目次といえよう。とすると、後伏見天皇宸記を

「愚記」としていることには意味があろう。本文中で「愚記」と題するのは、後伏見天皇宸記の終りに近い部分であるが、目次の「愚記」の内容の一は、「三曲伝受事」であるから、後伏見天皇宸記の初めからをして、「愚記」と称することになる。しかも、前三つの内容注記には全て「御伝受」とみえて、「愚記」の場合は「伝受」と敬語が省かれている。これは記者不明のためにされた処置とは思えない。後伏見天皇宸記中に載る公顕の伝授奥書には、「奉授上皇」という文字がみえ、この記者が上皇であることは、読めば解る。にもかかわらず敬語を用いてないのは、目次の作者すなわちこの部類の編者が、後伏見天皇であることを示すと考えられる。

外題と目次のもう一つの問題は、外題の年次の下限が元亨であるのに、内容は嘉曆三年（一二二八）まで有ることである。この嘉曆の記は、後醍醐天皇が今出川兼季から、譜外の口伝を受けられたことを、兼季から聞いて記されている。譜外の口伝は最秘事で、灌頂を遂げた者にも許すとは限らぬものである。後醍醐天皇は、元亨二年五月二十六日、北山第に於いて、病中の実兼の代理の兼季から灌頂を受けられた。実兼は、譜外の口伝は御要望があるまで申し上げるなど「遺命」し、兼季もそれを守っていたが、「去年冬比」より「被仰下旨」が有つたので申し上げたというのが、この日の兼季の報告である。

後醍醐天皇の秘曲伝受に関しては、書陵部藏 旧伏見宮樂書に『秘曲御伝授記元亨元・六・一五』（函号 伏・九四七）と『啄木御伝授記元亨二・

五・二六』（函号 伏・九四五）の二巻がある。前者が実兼、後者が兼季の記である。元亨元年（一二二一）の記は、北山第に行幸された後醍醐天皇が、「腰所勞」で「窮屈追日不快、時々剋々心神不快」安座が出来ず、伝授は無理という実兼に、還御を延引され「此事日來之御本意也」と譲らず、両流泉の譜と、文保三年（一二一九）に既に伝受の楊真操等の譜を受けられたことが記されている。実兼は兼季と季衡に助けられて座に着くほどで、伝授の座も自身の服装も不整であると述べており、かなり強引な後醍醐天皇の御意向が窺われる。元亨一年記によれば、実兼の病はさらに重く、譜の奥書を書いたのみで、伝授は兼季が行つたのであるが、後醍醐天皇が伝受のため、北山第へ行幸されたことは、伝聞として『花園天皇宸記』にもみえている。「比巴血脉」でみると、亀山天皇以来の大覚寺統の天皇の灌頂である。後醍醐天皇も琵琶を得意とされ、御遊でも琵琶の御所作が多く、例の玄上なども、元亨三年の中殿御会等で再々弾かれている（『御遊抄』『増鏡』）。

その後醍醐天皇が、譜外の口伝まで伝受されたことは、後伏見天皇が気にかけられるところであろう。嘉曆三年宸記には、「今主上當道之御沙汰喧天下、御手操定珍重歟」とみえている。目次の「愚記」の「当代秘曲御沙汰問事」という内容注記は、この後醍醐天皇の口伝々受を指すと考えられる。そして、外題に嘉曆の年号がみえないのは、後醍醐天皇の御伝受を、持明院統代々の御伝受とは別に扱おうとしたためである。外題を後人が付けることもありうるが、その場合、嘉曆を省く理由

があるだろうか。まして永徳まである現在の形になつた後に付いた外題でないことは確かであろう。外題も、後伏見天皇が付けられたと考えたい。

本書の筆蹟を、江戸期の鑑定は崇光院とするが、嘉曆三年記までは、『宸翰英華』等に見る後伏見天皇宸筆に似ている。目次と本文は同筆であり、目次の伏見院御記の内容注記の重ね書訂正や、正和二年記の中で「聊居直」を塗抹し、脇に「逃足」とする訂正、元亨二年記中の譜外の口伝を、書いた上に白紙を切り貼りして覆い、直に見えないようにしてある点などからみると、後伏見天皇の宸筆原本である可能性もかなり強いと思われる。

これに対して、崇光天皇宸記の部分は崇光天皇宸筆に似ているのであるが（口絵図版参照）、大字のもの、小字のものが混在し、もとは個々にあつたものを寄せたようにもみえる。あるいは、崇光天皇が、この一巻を書写し、御自身の宸記は、個々に書かれたものを附け足したという考え方も出来なくはないが、さらに後代のものとみえる「崇光院御記」などの端裏の朱書は、成巻された後なら書かれる必要はないと思われる。確証はないが、この部分は、後に、個々にあつた崇光天皇宸記を寄せて、後伏見天皇編の一巻に継いだのではないだろうか。また、「代々……御伝受」という外題の意味からすると、崇光天皇宸記の、天皇から正親町忠季・今出川公直への伝授の記録は異質なものともいえる。

端裏の朱書の筆蹟にひかれての想像であるが、これを附け加えたの

は、貞成親王ではないだろうか。この崇光天皇宸記の部分を加えると、『椿葉記』に列挙した後深草院から故親王までの伝受の記録が皆揃うことになるのである。

ともあれ、本書は、江戸中期の極札や江戸末期の『伏見宮楽書目録』（函号：伏・九〇一）では、既に現在の形で、転写本も皆この形になっている。但し、転写本には、本書の外題と目次は写されていない。

補注 書陵部には、本書の写本が三部ある。

①旧伏見宮楽書『比巴御伝受部類御記永徳』江戸中期写 一冊（函号：伏・五一二）

②旧鷹司本『順徳院御記』延宝三写 一冊（函号：三五〇・四四九）

③『歴代残欠日記』四、五『御琵琶御伝業宸記』明治写 一冊（函号：二五九・一八二）

①は伏見宮家で作られた複本とみられるが、無奥書。②には「右這一冊以右大臣基熙公後公自貞親王被恩借云々本、令書写校正了、延宝第三仲冬上旬」の奥書があり、③もこれを載せる。右大臣近衛基熙（一七二二年歿）が、伏見宮貞致親王（一六九四年歿）から借りたのは、おそらく①かと思われるが、①の表紙に直か書されている前記の外題（書名）が、右大臣本の写しである②ではなく、初出の『順徳院御記』を外題として表紙に書いているのは、①の表紙が後補されたものでもあるうか。③は②の写しとみられる。三本は行数、字数等同じ、細かい比較はしていないが、①→②→③の同系統とみられる。①が原本から直接の写しかどうかは不明。原本にある外題、目次がなく、別な外題を付けており、本文もかなり忽卒に写されたものか、読みにくく小書注を、字数分あけて、とばして書くことが多く、前記の写本をはじめ、活字本にまで影響を及ぼしている。活字本の誤脱、誤写は、紙数の制限もあって多くはあげられないが、二、三例を示すと、「後深草天皇宸記」文永四年十二月二日の「仍三日有光参云々、公種朝臣問」とある傍点を施した箇所の例1は「可召彼之由、仰之」が脱し、

「三日」は改行されて日付で、2は「參、令公種」と読める。比較的大きな誤脱があるのは、「後伏見天皇宸記」正和二年十二月二十二日条のはじめの方の、後伏見天皇が伝受のため、北山第に出向がれる「今日所幸向也」の小書割注の箇所で、「妙音院禪閣所作³、或授伝受、專於妙音堂可遂之由載之⁴、文永等不然、仍今度於南屋寢殿⁵」とある、3は「所作式、彼伝受」であり、4は「然而上さま必於妙音堂無此儀、且元久⁶」が脱し、5は「可此儀之由、令治定了⁷」が脱している。また同日条で、伝授終了後の所感を述べられた箇所で、「太祖天皇、天曆聖主⁸」とある、太祖と天皇の間には、「相國之照鑑者也、凡四絃之道、於上御沙汰事、清和⁹」の欠脱がある。その少し後の「顯德院」の小書割注中の「孝定¹⁰」は「孝定訴申之間¹¹」であり、「順德院」の小書割注の中の「此事尤¹²」は「此事尤不審、彼院¹³」であり、「何無御伝業儀¹⁴」は「何無御伝業儀乎、太不審也」である。例1、6などの本文欠脱は活字本のみである。その他の小書注は、写本でも欠けており、大体字数分が空けてあるが、活字本では、例7、8の箇所以外では、その配慮もあまりされていない。その他一、二字の誤写は、全体にわたつてかなりある。

光嚴天皇もまた熱心で、現在知られる天皇の数少ない宸記中に、名器玄象・牧馬を弾いて感激された記事がみられる。⁽²⁰⁾ 孝道の後裔孝重から、灌頂を受け、御子崇光天皇に灌頂を授けられた。崇光天皇は、挫折した西園寺家などに代り、伝流の中に入り、灌頂の弟子を多くもたれたが、当時の世情の故もあって、「南山行宮」で、すこぶる「簡略」に行われた御自身の灌頂をはじめ、これらの灌頂の式などが、「頗密儀」「毎事簡略」にならざるを得なかつた状況が、宸記から知られる。

崇光天皇の御子栄仁親王も、その御子貞成親王も、琵琶に熱心であつた。栄仁親王は、応永十五年（一四〇八）三月の後小松天皇北山第行幸に、琵琶の名手として招かれ、その演奏は見事であつたと『北山殿行幸記』⁽²¹⁾は記す。貞成親王の琵琶の百日稽古などは、『看聞日記』に度々みえるところで、持明院嫡流の技芸の伝統という思い入れは、境遇に恵まれないだけに、さらに強化されたようにも思われる。しかし、琵琶の衰退は止められなかつた。

なお、『椿葉記』に、琵琶の伝統として挙げられた御歴代には、花園・光明両天皇の御名がなく、「比巴血脉」にもみえない。『花園天皇宸記』には、応長元年（一三一一）四月二十二日、今出川兼季を師に笛始があり、五月十一日に笛の曲を受けられたことはみえるが、琵琶の記事はみ

えない。旧伏見宮樂書中には、花園天皇宸筆の伝えを持つ琵琶秘伝書『新夜鶴抄』(函号 伏・一五〇〇)などもあり、宸記中に、量仁親王

(光嚴天皇)の琵琶の御精進ぶりも記されているから、関心を持たれなかつたとは思えないが、御自身が稽古に励まれたことはないようである。光明天皇についても、琵琶をなさつたかどうか判らない。このことは、単なる御好みの相違であろうか。あるいは、琵琶が、持明院統の正嫡に限られた伝統でもあつたのであろうか。

六
以下、「四絃をあそばされぬ」後光嚴院流の樂について、簡単に述ることにする。

後光嚴天皇は、延文二年（一三五七）四月二十九日、孝道の後裔孝守⁽²²⁾を師に琵琶始をされ、同四年八月十二日蘇合四帖、同五年十一月二十二日万秋楽の曲を伝受された。延文二年、天皇は既に二十歳で、非常に遅い琵琶始である。灌頂に至らなかつたとみえ、血脉に師の孝守は載るが、天皇の御名はない。天皇は琵琶始の一ヶ月前の三月二十五日、豊原信秋に笙の秘曲荒序を奏させ、聞かれたことが、『体源抄⁽²³⁾』卷十三にみえ、翌延文三年八月十四日、信秋の父竜秋を師に笙始があつた（同卷十一ノ上）。以後笙を習われ、貞治二年（一三六三）十月二十九日中殿詩御会、同六年三月二十九日中殿和歌御会の、両度の中殿御会の御遊に笙を奏され（『御遊抄』）、一條良基の和歌御会記『雲井の花』に、「抑中殿宴に主上御所侍る事は邂逅の儀にて侍るにや」と記された。

応安元年（一三六八）五月十三日、天皇が笙の灌頂—陵王荒序—を受けられたことが、続群書類從卷五二八『明應二年鳳管灌頂記』中にみえる。明應二年（一四九三）は後土御門天皇の灌頂であるが、この記録は内容が三部に分れ、三番目の「五月英秋記」とある箇所は後光嚴天皇の灌頂記である。誤写もあるらしく、意味不明箇所がままあるが、英秋は豊原氏で、至徳四年（一三八七）歿、記文中で師とみえる信秋は、英秋の伯父で至徳三年歿であるから、この部分が明應二年記でないことは明らかで、先例として添えられたものであらうか。信秋の身分が低いため、朝餉前に仮板敷の座を設け、御前には前右衛門督教秀卿（教言の誤記、山科教言は竜秋の弟子）が着座したという記事も、『愚管記⁽²⁵⁾』によつて確認できる。この「英秋記」に、「笙御灌頂斗今度初例也、村上堀川兩御代曩祖時延時元等為御師範雖被遊之、御灌頂事無所見」とみえ、天皇笙御灌頂の初度の例としている。

後円融天皇もまた笙をされた。『体源抄』卷十一ノ上には、後円融・後小松天皇の御笙始記や、足利義満の笙始から灌頂までの記録が載る。笙の相承系図（『体源抄』卷十三所載「相承次第」、続群書類從卷五三三所載「鳳笙師伝相承」）も、この頃に作成整備されたとみえ、後光嚴天皇を今上とし、以下、後円融天皇の今上、義満の将軍家、後小松天皇の当今などがみえて、書き継ぎを示しているが、尊氏以下の足利氏や、山科家の代々の名もあつて、笙が盛んになつた有様を窺わせる。稀代の盛儀とされた北山第行幸の御樂でも、笙の人数に、後小松天皇、准后義

満、若君義嗣の主客の名が並んでいる。

後小松天皇は、明徳三年（一三九二）十一月笙始⁽²⁶⁾、師豊原量秋。応永十六年（一四〇九）九月灌頂⁽²⁷⁾、師定秋。系図によれば、天皇から相伝の弟子は、中御門宗量など四人ある。笙始は明らかでないが、『秦笙相承血脉』に、若宮（二品法親王義仁 光嚴天皇皇子 応永二〇薨）からの相承がみえ、弟子には、左大臣実熙（洞院）、権大納言季保（四辻）、参議家豊（山科教豊）ら五人がいる。この笙の血脉も、後小松天皇を当今としており、成立時期を窺わせる。後小松天皇に至る笙の伝流を遡ると、義仁法親王、対御方（義仁御母・公蔭女）、宣光門院（正親町実明女）、從三位康子（洞院実泰室）、左大臣実泰、從二位栄子（洞院実雄室）となり、太政大臣公賢、権大納言実守の名もあって、この期、洞院家の人々が、笙の伝流の中心にあつたことが認められ、笙が琵琶に代る位置を占めつつあることが窺われよう。

後小松天皇は笙も笙も好まれ、北山第行幸の舞御覽でも、はじめ笙、別な曲では笙の御所作であったと『北山殿行幸記』にみえ、応永三十二年（一四二五）四月、後円融天皇三十三回忌御懺法講の御楽には、初日・結願日は笙、中日は笙の御所作であったという（『看聞日記』）。笙ともに相伝の弟子を多くもたれ、伝流の中心に入られている。崩御の約一ヶ月前の御不すの際にも、洞院実熙に笙の灌頂を受けられたといい（『看聞日記』永享五・九・五条）、御執心のほどが知られる。

後花園天皇は、四辻季保・洞院実熙に笙を習われ、文安二年（一四五

五）十月、後小松天皇十三回忌の御懺法講の結願日に笙を弾かれた。

『建内記』は「今日御所作絃也、旧院御執心事也、納受炳焉、旁珍重之」

と記している。後花園天皇も、笙笙とも灌頂に至られた。以後の歴代の天皇はほとんど先例により、笙か笙の稽古をされたようである。豊原家はながらく笙の帝師をつとめた。十三巻に及ぶ樂書『体源抄』も、後柏原天皇の師の豊原統秋が、子孫の心得のため、笙の記事を中心にして、樂書を集大成したもので、往年の琵琶師範家による樂書類を想起させる。

五　天皇おわりに

以上みてきたように、琵琶が「帝王学」として認識されていたのは、後深草天皇以後のことであり、『椿葉記』が「殊更に御沙汰ありつる」として、持明院統嫡流五代の天皇と栄仁親王の名をあげたのは、その流れを示すべきわめて正確な記述であったと考えられる。そして「帝王学」の琵琶は、ここで終る。

後花園天皇の笙と笙という選択は、時代の趨勢といふべきであろう。琵琶は、形式的な伝授の面からみれば、栄仁親王から灌頂を受けた今出川公行が、貞成親王に伝授せず急逝した応永二十八年六月で断絶しておらず（『看聞日記』）、琵琶師範家にも西園寺家などにも、帝師の適任者はいなかつた。おそらく名手であろうと思われる貞成親王は、未灌頂であり、立場上からも、後花園天皇の師には成り得ない。しかし、後花園天

皇は、後年、貞成親王が貞常親王に琵琶秘曲伝授をされるようになる⁽³²⁾と、御祝を送られるなどして、御心にかけられたようである。なお、貞常親王は、四辻季保・洞院実熙に箏を習われ、箏の血脉にも、後花園天皇と並んで記載された。

伊藤敬氏は『新北朝の人と文学』⁽³³⁾で、後光厳天皇御即位以後、急転回したこの期を新北朝と称され、この時代に伏見殿と菊亭の人々の連係の中で編まれた『菊葉和歌集』を、「新北朝下における持明院嫡流文化の残流」とされた。伏見宮家へ継承された琵琶もまた、この形容でよぶにふさわしいものではないだろうか。

補注 はじめにもふれたが、『宸翰英華』に載る後小松天皇の秘曲御伝授状四通（二三四一～二三七号）は、いずれも伝授奥書で、二三四は羅童王荒序を參議右大弁宗量へ（応永一七・八・一七）、二三五は蘇合香第四帖（樂拍子説々）を教豊朝臣へ（応永一七・八・廿九）、二三六は雙調柱を教豊朝臣へ（応永廿三・九・廿三）、二三七は沙陀調柱号婆多力調を參議季保卿へ（永享二・六・廿六）授けたものである。

二三四にみえる羅童王荒序（陵王荒序）は、笙の灌頂の曲である。『宸翰英華』解説では楽器名にふれていらないが、『日本書蹟大鑑』第七卷（昭和五四年刊）所載の本状の解説では、琵琶伝授書とする。しかし本稿で述べたような経緯や、笙系図の後小松天皇・中御門（松木）宗量の相承、「右曲者道之極秘、曲之淵底」云々の文言が、「英秋記」（明応二年鳳管灌頂記）所収に載る信秋から後光嚴天皇への伝授状に類似であること等から、笙の伝授状と思われる。

二三五から二三七は、『宸翰英華』解説では琵琶（二三七は『重要文化財』22にも収載 同解説も琵琶）としているが、こちらは箏であろう。書陵部藏 旧伏見宮樂書中に『十三絃秘曲伝受次第』（函号 伏・一〇二三）と題した貞常親王の御記録があり、親王が四辻季保・洞院実熙より伝受した箏の伝授状が、

年代順に書き留められているが、二三六・二三七とほぼ同じ文言のものがある。これらで柱というのは、琵琶柱でなく、コトヂを指し、五箇の秘調は、琵琶における三曲にも比すべき箏の秘調をいい、二三六中にみえる『仁智要錄』も箏譜集成であるから、この二通が箏の伝授状であることは確かである。二三五の曲名は、琵琶秘曲にあるが、箏もあり、貞常親王も雙調柱伝受の十年ほど前にこれを受けている。二三五・二三六の受者が山科教豊で、この二通の間に六年ほど間隔がある点から、二三五も箏とみてよいであろう。四辻季保・

山科教豊が天皇の箏の弟子であることは、『秦箏相承血脉』にみえている。

なお、樂関係ではないが、『宸翰英華』の後小松天皇の二三〇宸筆御消息（岡版第一四七号）、応永五年十二月廿九日に、播磨國衙別納十カ所のうち伊和十四を、「たいの御かた」へ賜う旨を記したものには、疑問があることを付記しておきたい。解説で、対御方にあてられた栄仁親王母庭田資子は、『看聞日記』

応永廿五・七・二三条の廿五回忌の記事により、応永元年七月十五日薨と推定され、適當でない。一方、応永五年当時、栄仁親王妃に対御方（後に東御方と改称、嘉吉元年 79 歳薨）がおり、『看聞日記』嘉吉三・五・廿七条に、三回忌に関連して「御恩地伊和西」と記されているので、賜与されたのはこの女性とみられる。また播磨國衙別納十カ所は、応永五年十月十六日、後小松天皇より栄仁親王に還付されている（『大日本史料』七一三）。この還付に関する記事は『椿葉記』にあるが、類從本『椿葉記』では、この条に二カ所の誤謬があるため、文意が通りにくく、草稿本に拠れば、数十カ所ある別納の内の十カ所が還付されたと解されることが、『註椿葉記』の解題・註解で指摘されている。伊和西が、その十カ所の内であることは、文安三年八月廿七日、貞成親王から貞常親王への御讓状案（『後崇光院御文類』第四卷所収、函号 伏・七六五）から窺える。

『宸翰英華』二三〇は、高松宮御藏の手鑑に載つており、ここでは「後円融院」の極札が付いているが、後円融院は明徳四年崩御で、年代が合わないたため、後小松天皇とされたのではないだろうか。複製『御藏高松宮御手鑑』（昭和五四年刊）の解説も、ほぼ『宸翰英華』同様である。しかし、問題となるのは花押

で、前述の後小松天皇の秘曲伝授状にある花押と形状が違い、栄仁親王の花押

(書陵部藏) 旧伏見宮楽書『大通院殿御伝授状』(函号 伏・九六八 その他)

によく似ている。応永五年正月、崇光院崩御により、所領は一旦全て収公、栄

仁親王は五月に出家しており、この辺りの事情からも、この状は、栄仁親王

が、十月に還付された十カ所の内の伊和西を、十二月に、御子を四人ほど生ん

でいる対御方へ与えたものと考えられるのであるが、いかがであるか。

註

(1) 『列聖全集 御撰集』第六巻所載。

(2) 和田英松氏『皇室御撰之研究』。成立は承久頃かと考察されている。

(3) 『宸翰英華』所載、五九一号。原本東山御文庫蔵。

(4) 群書類從卷三四三所收。著者大神惟季といわれているが、惟季以後の記事

もある。

(5) 『新撰横笛譜』に関しては、福島和夫氏「新撰横笛譜序文並びに貞保親王私考」(『東洋音楽研究』第39・40合併号)がある。

(6) 後深草天皇宸記(文永四・一二・一二条)や後伏見天皇宸記(正和二・一二・二二条)にみえる。但しこれは秘曲伝受という視点から出た表現といえよう。琵琶の演奏の最盛期は、おそらく平安時代であったと思われる。

(7) 石田百合子氏「藤原孝道略伝」(上智大学文学部紀要 国文学論集)15号)に詳しい。

(8) この期の西園寺家の楽統ならびに琵琶宗家の家系から輩出した優秀な女流演奏家については、岩佐美代子氏「音楽史の中の京極派歌人達」(和歌文学研究)37号)に詳しい。

(9) 『文机談』等にみえる話であるが、貞保親王譜とよばれる琵琶譜などからみても、琵琶の曲は、平安時代を通じ、かなり変貌を遂げたと思われ、承和年間から三曲伝授が統けられたかどうか、疑問をもつて、琵琶の歴史を見直す必要があるのでなかろうか。

(10) 正元元年奥書をもつ藤原孝時筆の『三曲秘譜』(旧伏見宮楽書 函号 伏・九五七)に「三曲と申なればして候へとも、よつ候は、上原をくしたるにて候」とみえている。

(11) 『大日本史料』五一一一所引。応長元年写本 書陵部藏 旧伏見宮楽書(函号 伏・一〇〇六)。南北朝期写本(函号 伏・九四九)もあり。

(12) 群書類從卷三四四所收。

(13) 『大日本史料』四一八。書陵部藏 旧伏見宮楽書『琵琶秘曲伝受記』(函号 伏・九五一)。『後鳥羽院琵琶秘曲伝受記』(函号 伏・一〇〇〇)。

(14) 現存は模本のみ。書陵部藏『御遊絵巻』(函号 五〇〇・三九)もその一つ。この御会の記録は、群書類從卷二八二『晴御会部類記』に所收。

(15) 続群書類從卷五二七所收。

(16) 古典文庫第一四一冊。

(17) 書陵部藏 旧伏見宮楽書『公相公記_{後深草天皇御琵琶始事}』(建長四・四・二二) (函号 伏・九四〇)

(18) この内容注記は、図書カードに記載するため、現在の所收内容に則して付けたもの。

(19) 縦横とも原本の紙の寸法は区々で、書陵部で修補を加えた結果の寸法。

(20) 常照皇寺発行『光嚴天皇遺芳』所收『玄象牧馬事』。書陵部藏 旧伏見宮樂書『光嚴院御記』(函号 伏・九九七)。

(21) 群書類從卷三九所收。一条経嗣記。

(22) 『大日本史料』六一二一。延文四、五年の伝受も『大日本史料』六一二二、一二三に載るが、三回とも琵琶始としているのは誤り。書陵部藏 旧伏見宮楽書『後光嚴天皇御琵琶始立御伝受記』(函号 伏・九九八)。

(23) 日本古典全集所收。

(24) 群書類從卷二八一所收。

(25) 『大日本史料』六一二九所引。

(26) 『体源抄』卷一ノ上。

(27) 『応永年中楽方記』(『大日本史料』七一二二所引)。

(28) 群書類從卷三四九所收。唐の孫賓から左大臣源信への相伝に始まり、室町期に至り、書き継がれて江戸初期後陽成天皇、四辻季継に至る筆の系図。所収人数も多く、注記も詳しい。書陵部藏 旧伏見宮楽書の江戸初期写本(函号

伏・一〇一〇) が善本である。

(29) 『大日本古記録』建内記七。

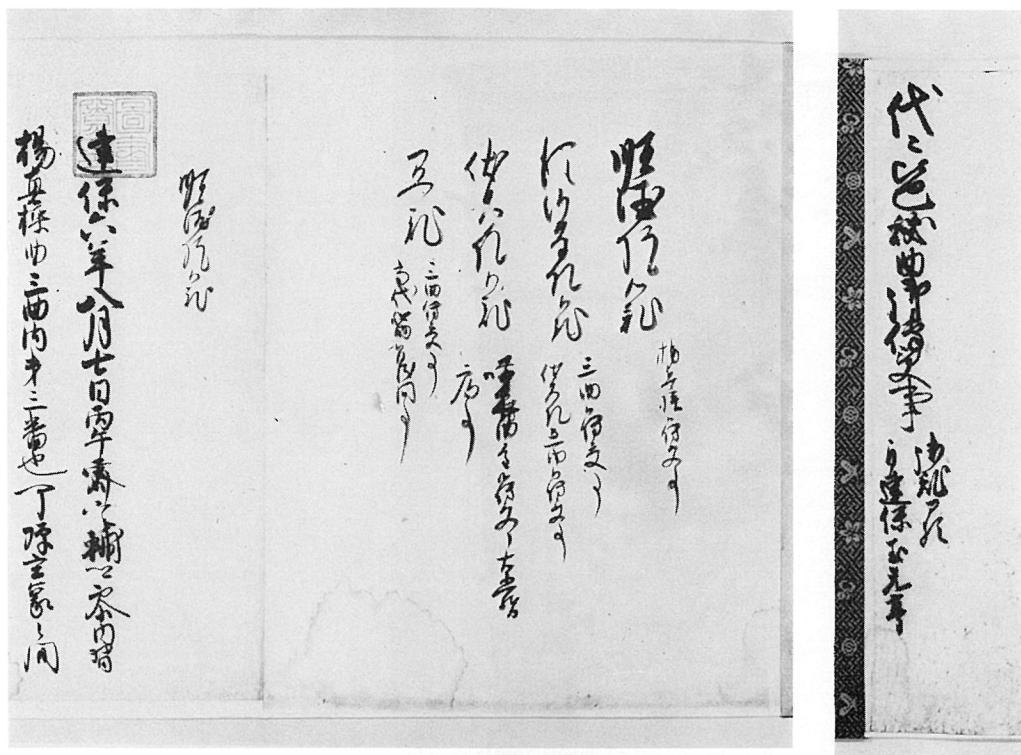
(30) 『孝明天皇紀附図』(吉川弘文館刊)には、孝明天皇の嘉永三年六月一日御筆始、文久元年八月二三日御筆始が画かれている。光格天皇が、筆・筆の他、西園寺賞季を師に、寛政九年五月二六日琵琶始をされたのが、この儀を画いた『琵琶御伝授絵巻』(江戸末期写、函号 B六・二九六)によれば、こく珍しい例であったようである。

(31) 『椿葉記』の渠道の箇所には、「当時は園中納言、孝長朝臣ならては比巴ひく人なし(中略)、園中納言は代々勅弟なれとも、君の御師範にまいりたる例なし、孝長朝臣は当道の物なるうへ、代々御師範にまいりは、尤めざるべき物なり」とあって、園基秀と琵琶師範家の末裔孝長の名をあげ、特に、光嚴天皇御師範であった孝重の曾孫に当る孝長を召さるべきとしている。しかし『看聞日記』応永廿八・六・一四条によれば、「蘭黄門未灌頂也、孝長令灌頂之由自称、然而無支証之間不審」であり、同七・四条にも、後小松院から四絃灌頂について問うてきた勅書に対し、貞成親王自身は三曲まで伝受、今出川実富は万秋樂まで、同公富は楊真操まで伝受、園基秀、孝長は未灌頂、但し孝長は分明ではない旨、申入れたとあり、さらについ七・一〇条では、後小松院仙洞で、琵琶の灌頂は断絶したと認識されている。このような状況では、御師範たりうる者はいなくなつた筈であるが、『椿葉記』執筆時に至るまでに、秘曲伝受していくメンバーはさらに減り、残つた園基秀と孝長の稀少価値が増したこと等もあって、最適任とはいえないながら、師範家の後裔孝長を推したものであろう。

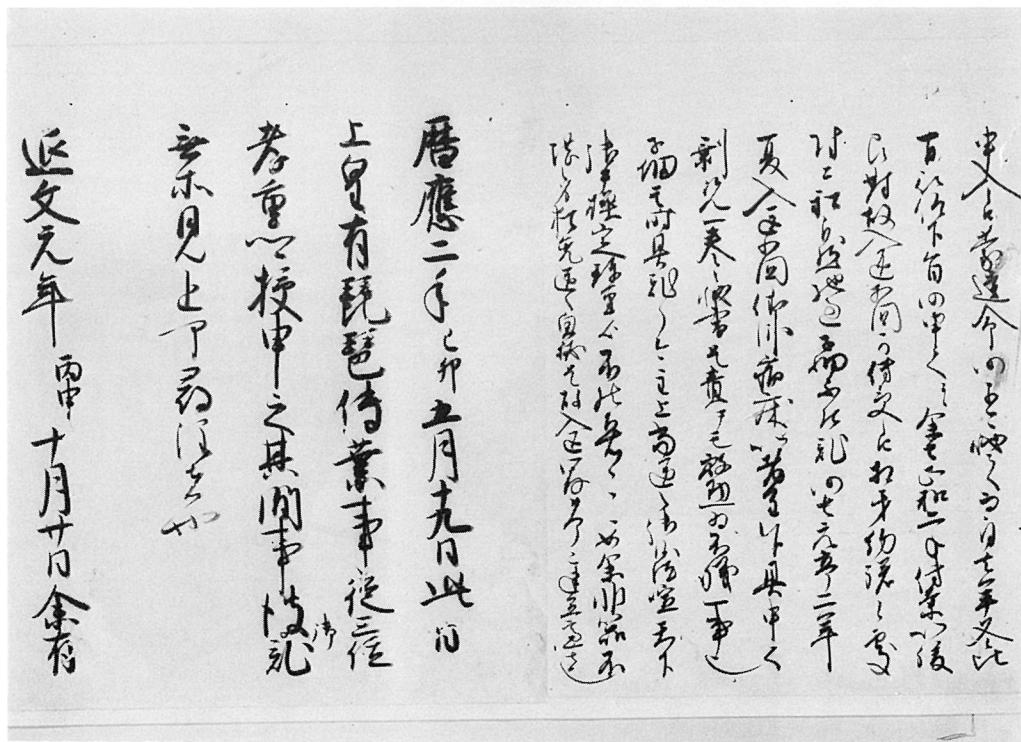
(32) 『看聞日記』によれば、貞成親王は、夢で栄仁親王から灌頂を受けられたという(応永三一・三・一九条)。永享五年三月二八日に貞常親王の琵琶始があり、以後、貞常親王に琵琶を教え、また永享八年六月、足利義教の口添えもあつて、今出川実富の男教季にも、同月二九日から琵琶を教えることになる。二人への秘曲伝授も永享一〇年一月二四日に初めて行われ、後花園天皇は、

貞常親王にお祝として御劍を送られた。この後も、嘉吉二年一月一二日、同三年四月三日など秘曲伝授が行われたことは、『看聞日記』および旧伏見宮樂書『蘇合香万秋樂御伝授記』(函号 伏・九四三)、『後崇光院御伝授狀』(函号 伏・一〇二〇)等によって知られる。

(33) 昭和五四年刊、三弥井書店。



代々琵琶秘曲御伝受事 旧表紙と見返し部分



同上 後伏見天皇宸記から崇光天皇宸記への紙継ぎ部分